

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例の立案依頼について

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案を付議する。

記

1 改正理由

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。

2 改正内容

東京都教育庁小笠原出張所に勤務する職員が出張所の業務に従事をしたとき、小笠原業務手当を支給する根拠規定を整備する。

(参考) 小笠原業務手当の額

(1) 行政職給料表(一)三級以上の職にある者

ア 小笠原村以外からの赴任職員	日額	510円
イ 上記ア以外の職員	日額	410円

(2) 行政職給料表(一)二級以下の職にある者

ア 小笠原村以外からの赴任職員	日額	410円
イ 上記ア以外の職員	日額	300円

3 都議会に付議する時期

令和6年第1回東京都議会定例会

4 施行期日

令和6年4月1日

5 その他

本案決定後、知事に立案を依頼する。

第八号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案
依頼について

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案につ
いて、次のように知事に依頼する。

令和六年二月一日

東京都教育委員会

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。

第十三条第一項中「小笠原業務手当は、」の下に「小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。）第十三条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会に所属する職員のうち、給与条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。</p> <p>第二条から第十二条まで （現行のとおり）</p> <p>（小笠原業務手当）</p> <p>第十三条 小笠原業務手当は、小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は東京都立小笠原高等学校に勤務する職員が、同校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第十四条及び第十五条 （現行のとおり）</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。）第十三条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会に所属する職員のうち、給与条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第二条から第十二条まで （略）</p> <p>（小笠原業務手当）</p> <p>第十三条 小笠原業務手当は、東京都立小笠原高等学校に勤務する職員が、同校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十四条及び第十五条 （現行のとおり）</p>